

足 監 査 公 表 第 7 号  
平成 30 年 5 月 1 日

足利市長から監査の結果に対する措置について通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 柳 収 一 郎

記

監 査 対 象	一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会
監査結果報告日	平成 30 年 1 月 5 日付け 足監査第 60 号（財政援助団体等監査）
措置結果通知日	平成 30 年 4 月 3 日付け 足産商第 34 号
監 査 結 果	<b>意見・要望</b> 一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会への補助金の交付に当たっては、補助対象経費の区分を明確にすると共に、事業計画書や収支決算書等の審査を適切に行うよう徹底されたい。
措 置 内 容	これまで補助金の交付の根拠となっていた「足利市労働団体等事業費補助金交付要綱」を改正し、新たに「一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会等事業費補助金交付要綱」を制定しました。新たな要綱において、補助金の交付対象となる事業内容を明確にし、平成 30 年度から実施することとします。 今後、事業計画書及び収支決算書の提出があった際には、新たな補助金交付要綱に基づき、事業内容及び予算（決算）について、補助金の交付対象事業であるかどうかを適切に審査するように努めます。